

別記(二)

要求條項ニ對スル協定案

- 一 申議中ノ賃銀ハ三分ノ一ヲ支拂フコト
- 一 退職手當ハ誠意ヲ以テ考慮スルコト
- 一 夜業手當ハ拒絶
- 一 通勤手當ハ支給スルコト
- 一 満期手當ハ難儀大等ニモ支給スルコト
- 一 健康保険會ノ自由選定ヲ許サス
- 一 男女外出ノ自由ハ誠意ヲ以テ考慮スルコト
- 一 組合加入ノ自由(明言セサルニ依テ形式ニテ協定)
- 一 賃金ハ日本米八割表ニ對シ、要求通り承認
- 一 解雇者ノ限ハ絶對ニ出来ルニ組合ニ加入セシ爲メニア

ラカルコトヲ附言スルコト

- 一 二、繰業短縮ニヨル解雇者ヲ出サレトシテ兼諾ス
- 一 三、半期賞與ハ支給スルコト
- 一 三、一級ニ對シ五錢値上ノ件ハ拒絶ス
- 一 四、半議費用ヲ全一対トス(内容四千元)
- 一 五、解雇手當ハ八千八百円(八十八分)トシ
- 一 但シ外ニ金一封(一万三千元)ヲ添エルトトシ其ノ分配
- 一 方ハ之レヲ幹部ニ一任ス
- 一 尚調停者ハ成レシメク有力ナル人ヲ立ツルコト
- 一 尚又希望條件(十二ヶ条)ハ誠意ヲ以テ考慮スルコト

別記(三)